

科学作品の制作に関するお願い



【大切なお知らせ】

新型コロナウイルス感染症による影響等の状況から、本年度の科学作品展については次のように決定しました。

- ・例年、不二羽島文化センターで行われている科学作品展は、**本年度は「中止」**します。
- ・**科学作品の募集は行います**。例年通り審査し、特選、準特選、入選を決定します。
- ・未完成、中間発表でも出品できます。
- ・特選、準特選、入選をまとめた一覧表(題目、学校名、学年、氏名、賞)を作成し、科学作品を出品したすべての児童生徒に後日配付します。
- ・特選は、**岐阜県中央展**に出品されます。

出品するには、次の条件を満たしている必要があります。

1. 作品のまとめ方に関して

- (1) 記録はノート又はファイル(4つ切画用紙大 38.1 cm×53.8 cm以内)にまとめてある。
- (2) 添付する掲示物がある場合は、横 110cm×縦 190cm 以内の大きさになっている。2枚以上の場合には掛図式にして重ねてある。
- (3) 標本類・実験機材・製作品は、原則として、(県中央展に出品の際には)写真にして出品できる。
- (4) 保護区域や保護生物に関する研究作品の場合は、監督機関の指導を受け、適切な手続きを行ったことを明記してある。関係書類があれば(コピー可)添付してある。

2. 著作権・肖像権に関して

- (1) 作品の本文、写真、及び図表等は、**他人の著作権その他の権利を侵害していない**。侵害の心配がある場合、著作権法に「著作物が自由に使える場合」の規定があるので、これを参考にする。規定は、文化庁のホームページなどで確認することができる。

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu_jiyu.html

- (2) 作品内の地図は、**国土地理院の地図**を使用し、**出典元を記載**してある。

注：yahoo や google 等の地図は使用不可。地理院地図で検索してください。

- (3) 作品内の人物が**特定できる写真**については、本人(未成年の場合は保護者)の**許諾**を得てある。

3. 作品・氏名等の公表に関して

- (1) 作品や出品票に記載されている内容及び画像等の全てについて、県教育委員会が各作品を複製・記録し、広報等の目的で公表・頒布することを承諾できる。公表・頒布には、次の①②がある。

- ①入賞した場合、**氏名・学校名等**を入賞作品目録及び科学作品展集録「科学の芽」に記載。
- ②最優秀賞・優秀賞を受賞した場合、**作品**を科学作品展集録「科学の芽」に掲載。作品の画像等を岐阜県学校間総合ネット内の**ホームページ**に掲載。

- (2) 関連する内容の**過去の出品作品**がある場合は、作品そのものを添えるのではなく、内容を簡潔にまとめて、今年度出品作品のページの**一部**として加えられる。